

アビームグループ人権方針

制定：2026 年 7 月

人権尊重への考え方

アビームコンサルティング株式会社及びその連結子会社（以下「アビームグループ」といいます。）は、変革を通じてお客さまに新たな成功をもたらし、継続的な企業価値向上に貢献することをミッションとしています。

この実現において、人権を尊重した企業活動は不可欠です。アビームグループでは、誠実に遵守すべき事項を定めた「アビーム統制規範」において、人権を尊重し、差別行為や個人の尊厳の損なう行為を許さず、また行わない旨を明記しています。

加えて、アビームグループは、当グループの企業活動により、脆弱な立場にある人々はもとより、あらゆる人の人権に及ぼされうる潜在的影響に関しても、責任があると考えています。また、アビームグループは、高度なテクノロジーやデータを活用する変革のパートナーとして、プライバシーの保護やデータの適切な取り扱い、ならびに新技術の適正な利用に努めます。これらを通じ、社会への負の影響を防止・軽減するだけでなく、お客さまとともに創出する価値を最大化していきます。

国際基準の支持

アビームグループは、国際連合の「国際人権章典」や「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」等の国際的な人権基準を支持し、尊重します。私たちは、自らの事業やサービスに関連する人権課題に対し、常にこれらの国際原則に基づき、主体的に判断し行動します。万一、事業活動を行う地域の国内法令と、国際的に認められた人権の原則が相反する場合には、国際的な原則を最大限に尊重する方法を追求します。

人権方針の目的と対象範囲

本方針は、アビームグループのバリューチェーン全体において人権尊重を実践するための指針です。

- ・ 適用範囲：アビームグループのすべての役員及び従業員（出向者、派遣社員等を含みます。以下総じて「従業員等」といいます。）に適用します。
- ・ ステークホルダーへの働きかけ：サプライヤー、業務委託先、お客さまその他のステークホルダー（以下「ステークホルダー」といいます。）に対しても働きかけ、本方針を理解し、人権を尊重することを期待します。
- ・ 継続的改善：社会情勢の変化や事業内容に応じて、本方針及び取り組みを継続的に見直し、更新します。

方針

本方針に基づく取り組みは、代表取締役が議長を務めるサステナビリティ委員会において推進し、その運用状況は取締役会に適宜報告されます。取り組みの進捗に関しては、取締役会の監督のもと、サステナビリティ管掌役員が同委員会に対して報告を行い、適切な監督と改善に繋がります。

アビームグループは、UNGPs に沿った人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。

- ・ 特定と評価：アビームグループ及びバリューチェーンにおける人権への負の影響を特定し、定期的に評価します。
- ・ 防止と軽減：特定されたリスクに対し、適切な施策を通じてその防止及び軽減を図ります。
- ・ 実効性評価：実施した対策の実効性を継続的に検証・評価します。
- ・ 対話と開示：関連するステークホルダーとの対話に努め、取り組みの進捗状況を適宜開示します。

アビームグループは、自らが人権に対する負の影響を引き起こした、又は、関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその是正及び救済に取り組みます。

また、匿名性を担保した通報窓口を設置し、通報者の秘密保持と保護を徹底します。通報したことを理由とする不利益な取り扱いや報復は一切容認しません。

顕著な人権課題

アビームグループは、事業特性や社会情勢を鑑み、以下の 4 領域を顕著な課題として重点的に取り組みます。

- (1) 新技術の活用と人権：AI 等のテクノロジーを用いたコンサルティングにおいて、プライバシー保護や不当な差別の防止に努めます。
- (2) 地政学リスクへの対応：グローバル展開において、各地域の情勢を注視し、人権リスクの高い地域や事業における負の影響の回避に努めます。
- (3) サプライチェーン上の人権：ステークホルダーに対し、人権尊重を含む適切な企業行動を要請し、協働して課題解決に取り組みます。
- (4) 従業員等の安全と健康：あらゆるハラスメントを禁止し、多様性を尊重する文化を醸成するとともに、心身の健康と適切な労働環境を確保し、法定最低賃金を上回る生活賃金水準の支払いに努めます。

以 上